自 2016年 4月 1 日 至 2017年 3月31 日

公益目的事業

視能障害防止及び眼保健衛生の普及・啓発を図ることによって国民の健康維持向上に寄与することを 目的とした健診・調査・広報・出版・災害時支援事業と、視能に関する学問・技術の発展と優れた人 材育成を図ることによって臨床現場で質の高い医療を提供することを目的とした学会・講習研修・教 育事業

【1】国民への眼保健衛生の普及・向上に関する事業

- 1. 健診に関する調査・支援事業(以下、健診事業)
 - (1) 新生児から成人に至るまでの視覚発達に関する情報をインターネットホームページに掲載した。
 - (2) 視覚感受性期にある乳幼児を対象とした「目の健康チェックシート」をインターネットホームページに引き続き掲載(ダウンロード可能)するとともに、当該文書を各市区町村医療センターへ配布し、乳幼児期に発見し治療すべき疾患への注意を促した。
 - (3) 三歳児健康診査での眼科検査方法を解説した「三歳児眼科健診マニュアル」をインターネットホームページに引き続き掲載し(ダウンロード可能)、検査技術及び精度の地域格差を改善する。
 - (4) 成人以降に発症する眼疾患への注意を促すための成人版「目の健康チェックシート」として「あなたの目、本当に大丈夫ですか?」をインターネットホームページに引き続き掲載(ダウンロード可能)するとともに、リーフレットを活用し、国民に眼保健衛生の重要性を伝える取り組みを行った。

2. 広報事業

- (1) インターネットホームページ等を通じて社会へ眼保健衛生の啓発と推進を行った。
- (2) インターネットホームページに倫理規程を公示し、視能訓練士の職業倫理の高揚と業務への責任を喚起する活動を行った。
- (3) 協会ポスターとリーフレットを会員や関連諸団体へ配布して「視能訓練士」の名称および職務を 国民に向けて広報した。
- (4) 全国で開催される「目の愛護デー」関連事業へ参加協力し、眼保健衛生の普及・向上に努めた。 特に東京都においては、東京都眼科医会が主催するTokyo Eye Festivalに参加し、視能に関する トピックスを来場者に紹介することを通じて、視能訓練士がQuality of visual life に果たす 役割を広くアピールした。

2016年 10月9日(日)・10日(月・祝):

目の愛護デー「Tokyo Eye Festival」(東京):新宿西口イベント広場

参加した視能訓練士:9日 18名、10日 17名

来場者:9日 1215名、10日 1015名

(5) 東京都看護協会がナイチンゲール生誕記念事業として主催する「看護フェスタ」へ参加し、来場者の視力検査を行い、眼疾患を啓発するパンフレット及び視能訓練士に関するリーフレットを配布した。

2016年 5月14日(土): 看護フェスタ: 新宿西口イベント広場

- (6) 中学生・高校生に対しては積極的に視能訓練士の職務を紹介し、視能矯正学を学ぶ学生に対して は本協会の事業を紹介するJACOメイト制度を活用し、早期から本職や本協会への興味や理解を促 した。
- (7) 他団体の職業紹介関連事業を通じて中学生・高校生に向けた視能訓練士の職業紹介をした。
- (8) インターネットホームページの拡充を行った。

3. 調査事業

- (1) 視能矯正・訓練普及の実態調査の準備を行った。
- (2) 視能の病態および視能矯正の実態調査の準備を行った。
- (3) 5年毎に行う視能訓練士に関するアンケート調査および実態調査報告書の発行に向けた準備を行う(次回は2020年実施予定)。
- (4) 新規免許取得者の就業状況調査を行い、就業傾向を把握した。
- (5) 日本視能訓練士協会定款施行規則を検討し、必要に応じて改定した。

4. 渉外事業

- (1) 国内関係諸団体との相互の協力について交流を密にした。
 - 1)監督官庁(内閣府)及び関係官庁(厚生労働省・文部科学省)へ、協会の現況について連絡交流を 行った。
 - 2) 研究諸団体(日本眼科医会・日本眼科学会・日本弱視斜視学会・日本眼光学学会・日本小児眼科学会・日本ロービジョン学会・日本視野学会等)と学術・技能向上の為の提携交流を行った。
 - 3) 医療研修推進財団・国際医療技術財団・医療技術者21団体協議会・東京都医療従事者ネットワーク連絡会等に参加し、医療技術者団体間での交流を図り、医療技術者の相互理解を深めた。
 - 4) 国民医療推進協議会へ参加し、参加団体と協力して国民皆保険制度を守る活動を行った。
 - 5) チーム医療推進協議会へ参加し、医療技術者団体間の連携を深め、医療技術者の社会的地位向上に向けた活動を行った。
- (2) 国外の視能矯正学分野に関係する団体と交流し、知識・技術の提携を行った。
 - 1) 国際視能矯正協会代表者会議及び年次総会に出席した。

国際視能矯正協会(IOA)理事会 2016年 6月24日~6月26日:

年次総会

2016年 6月29日 オランダ ロッテルダム

第13回国際視能矯正学会 2016年6月27日~6月30日 オランダ ロッテルダム

2)アジアの友好国(フィリピン、タイ、カンボジア、モンゴル、シンガポール等)との関係を深め、特にモンゴル国への医療技術提供をおこなった。 (2016年8月~9月)

5. 出版事業

- (1) 日本視能訓練士協会誌(学術論文集、第45巻)を雑誌として発刊し、電子ジャーナル(J-STAGE)を 公開した。
- (2) 日本視能訓練士協会会報(第127号、第128号)を2016年10月と2017年3月に発行した。

6. 災害時支援事業

(1) 東日本大震災を契機に発足した眼科医療活動「プロジェクト・ビジョンバン」へ参加協力し、今後起こりうる災害を想定し、被災者を対象とした眼科検診を検査面から支援した。

宮城県 23名 (5回)

岩手県 0名 (1回)

長野県 0名 (1回) 参加視能訓練士 合計23名 カッコ内は出務回数

(2) 首都圏で大規模災害が発生した時にも公益目的事業を遂行できるような事務局環境整備を行った。

【2】国民に良質で安全な医療技術を提供するための視能訓練士教育事業

1. 学会事業

(1) 日本視能矯正学会を開催し、次年度以降の学会開催準備を行った。

1) 第57回日本視能矯正学会準備及び開催

会 期: 2016年10月15日(土)~16日(日)

会 場: 大阪国際会議場 グランキューブ大阪

学会長: 松本富美子(近畿大学医学部堺病院)

名誉会長: 日下俊次(近畿大学医学部堺病院)

テーマ:「光で始まる眼の進化、そして立体視へ」

参加者: 1812名 (会員 1198名、非会員313名、学生301名)

2) 第58回(2017年)学会準備

会 期:2017年10月28日(土)·29日(日)

会場:仙台国際センター

学会長:小野 峰子(東北文化学園大学)

名誉会長:浅野 浩一(東北文化学園大学)

3) 第59回(2018年)学会開催準備

会 期:2018年秋開催予定

学会長:大沼 学(総合新川橋病院)

- (2) 日本臨床眼科学会視能訓練士プログラムを開催し、次年度の開催準備を行った。
 - 1) 第70回日本臨床眼科学会視能訓練士プログラム開催

会期:2016年11月3日(木)~6日(日)

会場:国立京都国際会館、グランドプリンスホテル京都

テーマ: 「こんなときどうする?内斜視の検査と経過観察」

2) 第71回日本臨床眼科学会視能訓練士プログラム開催準備

会期:2017年10月12日(木)~15日(日)

会場:東京国際フォーラム

テーマ: 未定

(3) 第70回日本臨床眼科学会インストラクションコースに「やってみよう〜斜視の視能訓練〜」をテーマとしたプログラムを企画し、2016年11月3日に実施した。

2. 講習研修事業

- (1) 講演会を開催し、次年度の開催準備を行った。
 - 1) 第32回開催 2016年6月5日(日): 大阪商工会議所(大阪)

講演内容:「自動視野計における視覚障害評価の考え方」

演 者:鈴村弘隆(すずむら眼科)

参加者:418名(会員368名、非会員7名、学生43名)

- 2) 第33回開催準備 2017年6月4日(日):日本消防会館(東京)
- (2) 研修会を開催し、次年度の開催準備を行った。
 - 1) 第15回研修会開催 2016年6月5日(日): (大阪)第32回講演会と併催

研修内容:「色覚異常の診断と今後のあり方」

参加者:418名(会員368名、非会員7名、学生43名)

- 2) 第16回研修会開催準備 2017年6月4日(日):(東京) 第33回講演会と併催
- (3) 光学と眼鏡に関する研修会を後援し、次年度の開催準備に協力した。

2016年 8月6日(土)・7日(日) 眼光学チュートリアルセミナー

参加者:114名

(視能訓練士協会正会員69名、視能訓練士非会員1名、 他眼科医、光学技術者など44名)

(4) 視能訓練士のためのロービジョンに関する講習会を日本ロービジョン学会と共催した。 2016年10月9日(日)・10日(月・祝) きたのホール(北野病院5階 大阪市) 参加者:36名

3. 教育事業

(1) 視能訓練士生涯教育制度の各教育プログラムを実施した。

1)新人教育プログラム

講義日程

2016年 7月 17日(日)・ 18日(月・祝) CIVI研修センター秋葉原(東京)

受講者:124名

2016年 9月 18日(日)・ 19日(月・祝) 大阪商工会議所(大阪)

受講者:108名

技術日程ブロック単位開催

北海道ブロック

8月28日(日) 両眼視・眼位・眼球運動検査 吉田学園医療歯科専門学校

9月11日(日) 視野検査 吉田学園医療歯科専門学校

10月 2日(日) 視力・屈折検査 吉田学園医療歯科専門学校

東北ブロック

10月30日(日) 両眼視·眼位・眼球運動検査 東北文化学園大学

11月13日(日) 視力・屈折検査 東北文化学園大学

12月 4日(日) 視野検査 東北文化学園大学

関東甲信越ブロック

8月7日(日) 視力・屈折検査 帝京大学医療技術学部

9月25日(日) 視野検査 帝京大学医療技術学部

2017年 1月22日(日) 両眼視·眼位·眼球運動検査 帝京大学医療技術学部

東京ブロック

8月 7日(日) 両眼視・眼位・眼球運動検査 帝京大学医療技術部

9月25日(日) 視力検査・屈折検査 帝京大学医療技術部

2017年 1月22日(日) 視野検査

帝京大学医療技術部

東海・北陸ブロック

9月24日(土) 視野検査

愛知淑徳大学

9月25日(日) 両眼視・眼位・眼球運動検査

愛知淑徳大学

10月23日(日) 視力・屈折検査

愛知淑徳大学

近畿ブロック

6月12日(日) 視野検査

神戸総合医療専門学校

7月 3日(日) 両眼視・眼位・眼球運動検査

大阪医療福祉専門学校

8月21日(日) 視力・屈折検査

関西医科大学附属枚方病院

中四国ブロック

6月19日(日) 視力・屈折検査

川崎医療福祉大学

10月23日(日) 視野検査

川崎医療福祉大学

2017年 3月 5日(日) 両眼視・眼位・眼球運動検査

川崎医療福祉大学

九州ブロック

10月 2日(日) 両眼視・眼位・眼球運動検査

熊本大学医学部山崎記念館

2017年 3月19日(日) 視力・屈折検査

大分視能訓練士専門学校

2017年 3月20日(月·祝) 視野検査

大分視能訓練士専門学校

受講者合計: 435名 (3/15現在)

2) 基礎教育プログラム

基礎教育プログラム I 開催

2016年 7月 16 日(土)・17日(日)・18 日(月・祝) CIVI研修センター秋葉原(東京)

受講者: 143名

2016年 9月 17 日(土)・18日(日)・19 日(月・祝) 大阪商工会議所(大阪)

受講者: 123名

基礎教育プログラムⅢ 開催

2016年 11月19日(土)視能矯正学 11月20日(日)視能障害学

機械振興会館(東京)

受講者: 視能障害 49名 視能矯正 50名

2017年 2月18日(土)視能矯正学 2月 19日(日)視能障害学

CIVI研修センター新大阪東(大阪)

受講者: 視能障害 38名 視能矯正 35名

3) 専門教育プログラム

専門教育プログラムの実施に向けた準備を行う。

(2) 公益財団法人医療研修推進財団が主催する実習施設指導者等養成講習会を後援した。

7月16日(十)・17日(日)・18日(月・祝) 機械振興会館(東京)

受講者: 68名 (全員修了、 修了者合計1403名)

(3) 施設見学研修を行う。

実習施設指導者等養成講習会修了者(全修了者)が勤務する施設で、2016年9月から2017年3月の間 希望者に対して施設の見学および研修を行う。

(実施施設: 5施設 参加者: 5名)

(4) 「眼科スタッフビデオ」シリーズのDVDを希望者に貸し出し、技術研修に役立てる。

その他の事業(相互扶助等事業)

視能訓練士の資質向上を目的とした自己研鑽を奨励し、学術技能を評価して認定および表彰する事業

1. 認定視能訓練士に関する事業

(1) 視能訓練士生涯教育制度基礎教育プログラムを修了し、所定の条件を満たす者を「認定視能訓練士」と認定し、以後5年ごとに認定更新を行う。

(2016年度新規認定: 111名、認定更新 6名、 認定者合計117名)

(2) 専任教員認定制度の認定条件を満たす者を「認定専任教員」と認定し、以後5年ごとの認定更新を行う。

(2016年度新規認定: 4名、認定更新 0名、 認定者合計 4名)

2. 学術奨励賞に関する事業

(1) 該当論文を選出し、第6回学術奨励賞を授与する。

2016年度に発行予定の日本視能訓練士協会誌第45巻に投稿された学術論文の、対象論文から選考し、第57回日本視能矯正学会で学術奨励賞を授与した。

受賞論文:「注意欠如多動性障害 (ADHD) 児における眼球運動が読字に及ぼす影響」

受賞者: 丸久 友理子 所属 : 川崎医療福祉大学 大学院 感覚矯正学専攻

現所属:岡山済生会総合病院 眼科

「附記」

2016年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な項目」が存在しないので作成しない。

以上